

モビリティ・データの活用推進に向けたガイドラインの概要

別添

ガイドラインの目的

- 地域公共交通計画のアップデート等には、以下の観点から、事業情報に関するデータである「モビリティ・データ」の活用が重要
 - ①地域の実態把握・診断や計画作成の根拠 ②取組のモニタリング ③関係者間のコミュニケーション及び可視化ツール
- 以下を明確化することで、関係者がより容易にデータを収集でき、データ保有者がより安心してデータ提供できる環境を整備
 - データ提供を受ける際に必要な、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」）上の手続
 - データの外部提供や公表の取扱、アクセス範囲、データ使途や必要性明示などプロセスを明確化

交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会「とりまとめ」

- 地域交通の利便性・生産性・持続可能性の向上を目的として、地方公共団体が交通事業者等にデータ提供を求めることができることを明確化する。
- その際、地方公共団体が交通事業者等からデータ提供を受ける際に必要となる個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）上の手続、データの外部への共有や公表の取扱、アクセス範囲、データの使途や必要性の明示などのプロセスを明確化する（ガイドライン化）など、データ保有者である交通事業者等がより安心してデータ提供に協力できるように留意する。
- 上記のプロセスの明確化が図られることを通じて、データ提供を受ける地方公共団体等のルール遵守を前提に、交通事業者等が、その必要性・重要性に鑑み、地方公共団体からの求めに協力し、地方公共団体と交通事業者等の両者が緊密に連携して地域交通の持続可能性の確保に努めていくことが極めて重要である。
- こうした観点から、このデータ提供等の協力要請に関し、特にその必要性が高い一定の場合に限っては、地域交通法において、正当な理由がある場合を除き要請に応じることとするを、規定することが望ましい。その際、事業経営や競争に関わる事項の取扱いに留意するべきである。
- データ活用のコストを低減させるため、行政手続のオンライン化とも連携しながら、モビリティデータの標準化を進める。あわせて、中小事業者等を含めた標準仕様の普及促進を図るため国による技術支援等を進める。
- 提供されたデータを非専門家でも容易に活用できるようにするため、地方公共団体職員等が自ら扱える汎用的なデータ分析環境の提供を進める。あわせて、データ活用を活性化させる観点からデータ活用による地域公共交通計画のアップデートに向けた具体的なユースケース開発を進め、その知見の公開・普及を行う。

本ガイドラインの構成、主な記載事項

1. 本ガイドラインの目的等	・「地域公共交通特定事業の実施計画」の策定及び「地域公共交通計画」のアップデートを推進する観点から、データ提供依頼およびデータ提供のためプロセスを明確化（適切な加工処理方法、準拠すべき仕様等を明確化） ・地方公共団体が容易にデータを収集でき、かつ、データ保有者がより安心してデータ提供ができる環境を整備することを目的とする。
2. 対象となるモビリティ・データ	・「地域公共交通特定事業の実施計画」及び「地域公共交通計画」の策定に必要なもの、鉄道、バス、タクシー、デマンドバス等の利用実績、運行情報、事業情報に関するデータ
3. 地方公共団体のデータ提供依頼手順	・地方公共団体が交通事業者に対してモビリティ・データの提供を依頼する際の具体的な手順 ・提供依頼メール、データ提供依頼書等のテンプレートや、データ提供依頼時に調整すべき提供条件や利用範囲等 ・地方公共団体において構築すべき安全管理体制を明確化
4. 交通事業者のデータ提供手順	・交通事業者が地方公共団体にモビリティ・データを提供する場合の手順 ・特に、個人情報等を含むデータを地方公共団体に提供する場合の個人情報保護法上の整理を明確化
5. モビリティ・データの標準仕様	・モビリティ・データを第三者に提供する場合に準拠すべき形式（利用実績に関するデータ（乗降記録一件明細）、運行情報に関するデータ（GTFS等）に関する標準仕様、事業情報に関するデータ（輸送実績報告書等）に関する様式）

検討会

開催

第1回 2025年11月26日
第2回 2026年 1月30日
第3回 2026年 6月30日

事務局

国土交通省 公共交通政策部門
総合政策局モビリティサービス推進課

構成員

有識者
事業主等
呉工業高等専門学校 教授 神田 佑亮
TMI総合法律事務所 弁護士 野呂 悠登
東京大学大学院情報学環 教授 越塚 登
【業界団体】日本バス協会、日本民営鉄道協会、全国ハイヤー・タクシー連合会
【交通事業者】東日本旅客鉄道(株)、三重交通(株)、伊予鉄バス(株)
【地方自治体】福岡県 【機器メーカー】(株)小田原機器

関係機関

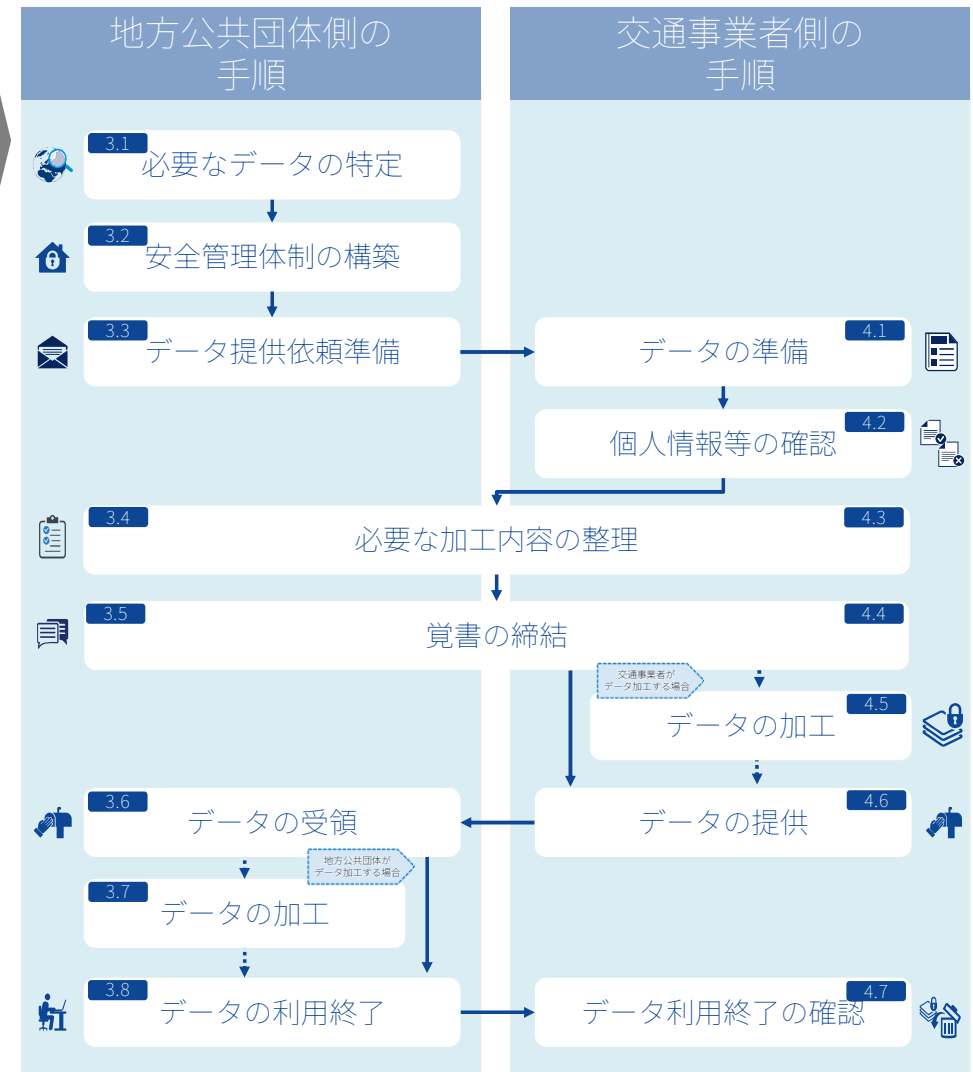
国土交通省 総合政策局地域交通課（公共交通政策部門）
国土交通省 物流自動車局旅客課
国土交通省 鉄道局鉄道サービス政策室
オプザバ：個人情報保護委員会事務局

ガイドラインではデータ利活用に必要な標準的なプロセスを整理しています。

- データ利活用に必要な標準的プロセスは、右図のとおりです。
- このプロセスや方法に拠ることにより、様々なリスクを生じることなく、交通事業者等は安心してデータを提供し、地方公共団体はそれを円滑に活用できるようになります。

(参考) 対象となるモビリティ・データ

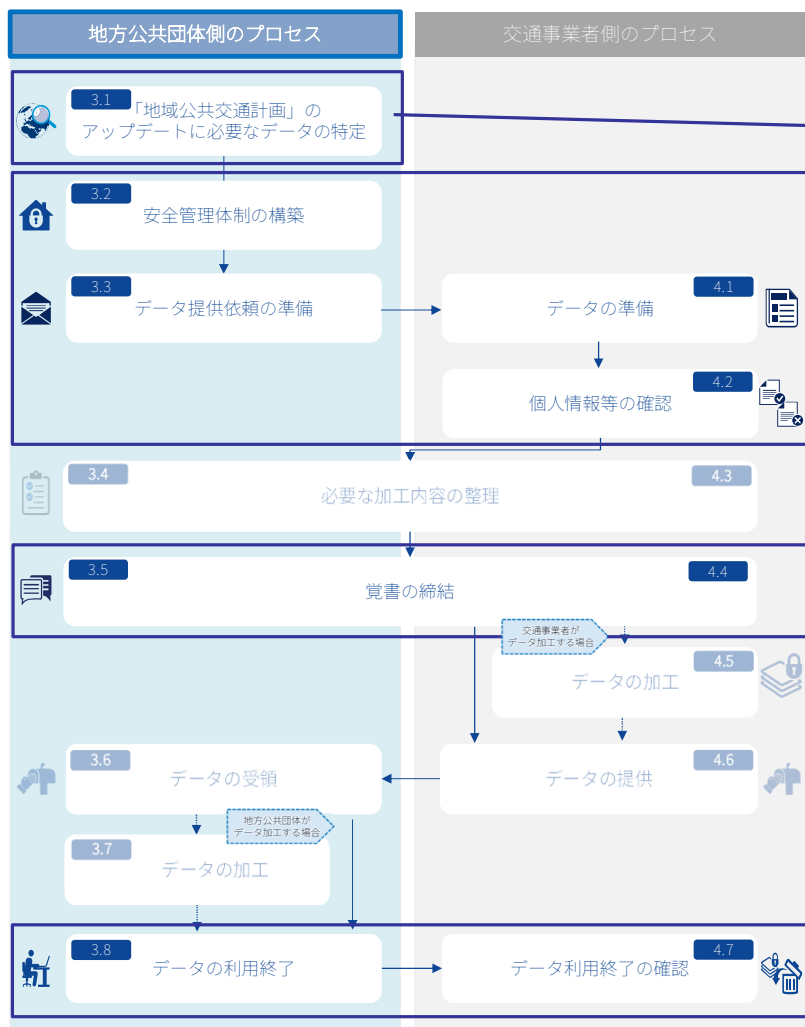
- 地域交通計画のアップデート等に必要なモビリティ・データのうち、本ガイドラインでは特に、個人情報等を含む「利用実績に関するデータ」の第三者提供に関する課題にフォーカスを当てて取り扱う。



各プロセスにおいて、行うべき作業や留意すべき点を具体的に示しています。

モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン

(例① 必要なデータの特定、データ收受の際の調整事項及び合意を確認するためのテンプレート等)



地域公共交通計画アップデートのステップ

- ① 現状診断
- ② 地域交通が目指す姿の設定
- ③ 施策の設定
- ④ KPI・目標値の設定
- ⑤ 評価

必要なデータの整理

- モビリティ・データ**
- ・ 利用実績に関するデータ
 - ・ 運行情報に関するデータ
 - ・ 事業情報に関するデータ
 - その他情報

- ◆ 以下の観点から、利用実績データ(特に乗降記録(一件明細)データ)の取扱いのプロセスを整理
- ・ 個人情報等を含む場合がある
 - ・ データ自体が非公開で運用手順、形式が不明確

データ授受の際の調整事項(例)

データの 内容	用途、項目、対象期間、形式、保持期間、費用負担
データの 取扱条件	利用期間、分析結果の公開方法、取扱者、情報管理体制
データ受領者の 責務	管理(秘密保持義務、利用終了時の削除義務)、目的外利用禁止、損害賠償責任
データ提供者 の関与	利用にあたっての協力・必要な関与、損害賠償責任

データの利用目的及び必要なデータの範囲を明示し、提供条件や利用範囲等の調整事項を、テンプレートを

データ提供依頼書

安全管理体制の構築

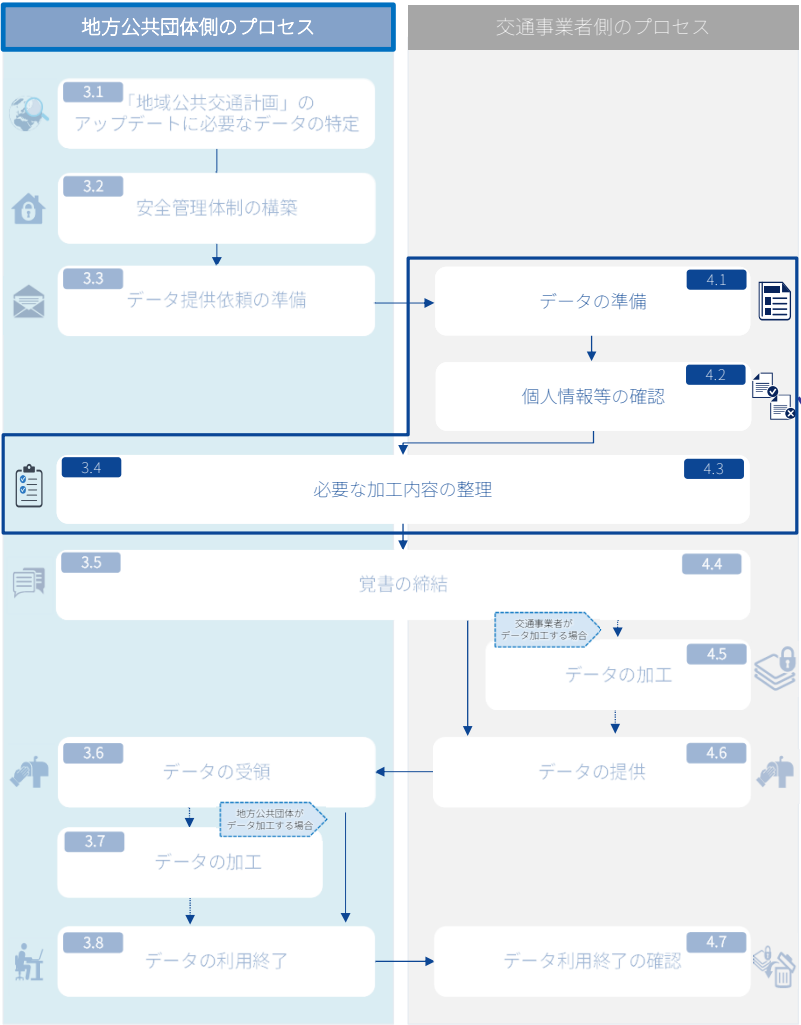
覚書サンプル

データ消去等報告書

各プロセスにおいて、行うべき作業や留意すべき点を具体的に示しています。

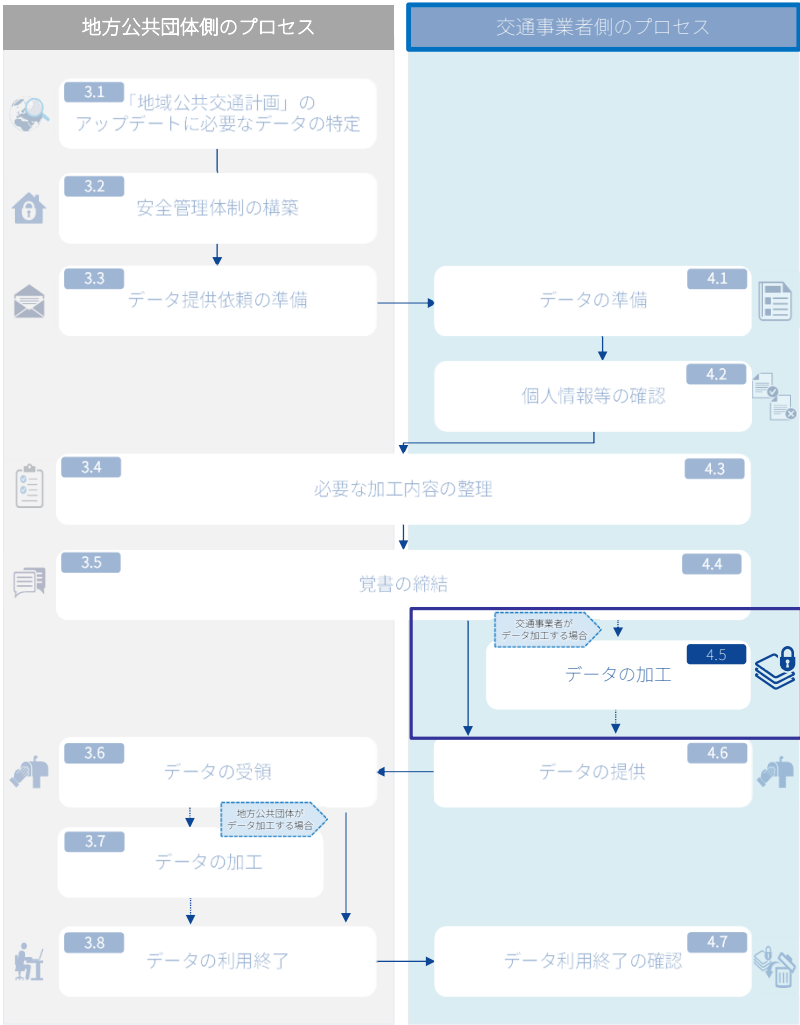
モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン

(例②) データの準備、個人情報等の確認及び(個人情報保護のため) 必要な加工内容の整理)



乗降実績などの一件明細データは「統計情報」へ加工または、1レコードずつの形式を維持する場合は、IDi情報の削除/ハッシュ化や情報の丸め処理などの不可逆な加工処理を行い、個人情報やプライバシーに配慮した適切な形式に加工する。			
データ活用の目的	必要な加工内容の整理		
	データ種別	加工処理の考え方	(参考) データ提供の根拠
一定の条件で区切られたデータの合計値を知りたいとき (例) エリアごと・エリア間の移動需要把握	統計情報	一定の基準に従って特定の乗降駅の組合せ(OD)単位での集計又は乗車駅及び降車駅単位での集計(駅別乗降実績)等を行い、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に加工する	「個人に関する情報」に該当しないため地方公共団体に提供可能
	IDIを削除またはハッシュ化した乗降記録(一件明細)データ	乗降記録(一件明細)の形式のまま提供したい場合、IDI情報の削除/ハッシュ化や氏名等の削除、丸め処理などの不可逆な加工処理を行うことで、不要な項目を提供しないようにする	個人情報保護法27条1項4号等(※)に該当するとして地方公共団体に提供可能 (※) 行政機関等が事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、個人情報取扱事業者による第三者提供が例外的に認められるという旨が記載
	IDI付乗降記録(一件明細)データ	乗降記録(一件明細)に含まれるIDIを利用したい場合、その他の氏名等の削除や丸め処理等を適切に行い不要な項目を提供しないようにする	

各プロセスにおいて、行うべき作業や留意すべき点を具体的に示しています。
(例③ (個人情報保護のための) データ加工の実施)



乗降実績などの一件明細データを地方公共団体等に提供しようとする場合、「統計情報」へと加工するか、1レコードずつの形式は保ったまま提供する際は、IDi情報の削除/ハッシュ化や情報の丸め処理などの不可逆な加工処理を行い提供データの安全性を高め、個人情報保護法第27条第1項第4号等に該当するとして地方公共団体へ提供することが可能

データ種別

統計情報

統計情報

加工処理の考え方

一定の基準に従って特定の乗降駅の組合せ（OD）単位での集計又は乗車駅及び降車駅単位での集計（駅別乗降実績）等を行い、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に加工する

加工処理の一例

「統計情報」への加工

特定の乗降駅の組合せ（OD）単位での集計又は乗車駅及び降車駅単位での集計（駅別乗降実績）などを行い、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報に加工する

例) OD別実績

乗車駅	4/1人数	4/2人数
東京→霞が関	120	170
上野→錦糸町	85	80
熊谷→蘇我	19	1
荻窪→新川崎	20	14

例) 駅別乗降実績

乗車駅	4/1入場	4/2入場
東京	100	130
上野	90	110
赤坂	70	75
平瀬	30	10

IDIを削除またはハッシュ化した乗降記録（一件明細）データ

乗降記録（一件明細）の形式のまま提供したい場合、IDI情報の削除/ハッシュ化や氏名等の削除、丸め処理などの不可逆な加工処理を行うことで、不要な項目を提供しないようにする

IDI等の削除等

乗降記録（一件明細）の形式のまま提供したい場合、IDI情報の削除/ハッシュ化や氏名等の削除、丸め処理などの不可逆な加工処理を行うことで、不要な項目を削除する

例) 項目削除・丸め（ラウンディング）

IDI	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車駅/場所	降車駅/場所
.....	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関
PB 1110 aaabbb	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜

IDI付乗降記録（一件明細）データ

乗降記録（一件明細）に含まれるIDIを利用したい場合、その他の氏名等の削除や丸め処理等を適切に行い不要な項目を提供しないようにする

IDIデータの加工なし

乗降記録（一件明細）に含まれるIDIをそのまま利用したい場合、その他の氏名等の削除や丸め処理等を適切に行い不要な項目を削除する

例) 加工なし

IDI	生年月日	入場（乗車）時刻	出場（降車）時刻	乗車停留所	降車停留所
JE 1110 112 224	40歳代	07:30	07:40	001 東京	002 霞が関
PB 1110 113 334	20歳代	08:21	09:10	003 上野	006 横浜

※一般に、ICカード発行主体とそれ以外の主体では乗降履歴（一件明細）データの個人情報該当性の判断が異なる可能性があります。本ガイドラインで

※一般に、ICカード発行主体とそれ以外の主体では乗降履歴（一件明細）データの個人情報該当性の判断が異なる可能性があります。本ガイドラインではいずれの場合でも地域公共交通計画の策定を目的とする場合には、あらかじめ本人の同意を得る等として地方公共団体へデータを提供できるものと整理しています。

各プロセスにおいて、行うべき作業や留意すべき点を具体的に示しています。

(例④ 準拠すべきデータの標準仕様)

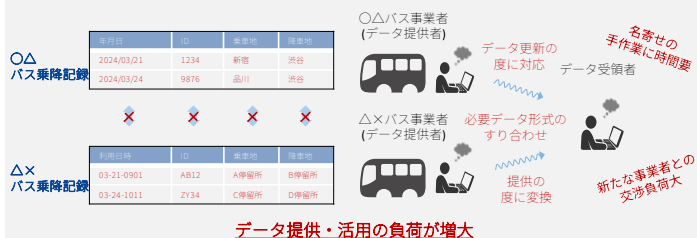
モビリティ・データの活用推進に向けたガイドライン

データ標準仕様に準拠することにより、円滑なデータ活用が可能となる。

標準化の意義、目的

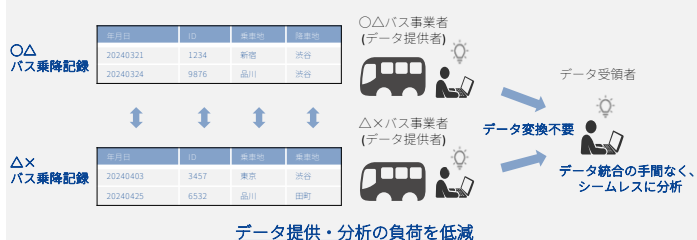
- 事業者ごとに個別最適化した結果、データの連携・分析コストを高くなり、モビリティ・データ活用の大きな課題となっている。
- 課題を解消するため、公共交通分野におけるデータ標準仕様の策定・実装が進められている。
- 標準仕様が普及することで、円滑なデータ提供や活用が可能となる。

個別カスタマイズされた場合



モビリティ・データの標準化

標準仕様に準拠した場合



標準仕様の例

① 利用実績に関するデータ

ICカードによる乗降実績データは、①チケット情報②乗降実績情報の2種類からなり、チケット情報（固定情報）に対して、複数の乗降実績（動的情報）が発生し、固有のIDによって紐づいている

① チケット情報 定期券情報、有効期間と区間から構成

No	フィールド名	物理名
1	ICカード識別コード	ic_card_agency_identification_code
2	ICカード発行事業者コード	ic_card_issuer_code
3	ICカード発行事業者名	ic_card_issuer_name
4	ICカード機能区分	ic_card_feature_type

② 乗降実績情報 利用日時・入出場駅、使用した改札口、利用額及びチャージ残額等から構成

No	フィールド名	物理名
1	乗降実績ID	ridership_record_id
2	交通モードコード	transportation_mode_code
3	ICカード利用明細ID	ic_card_usage_detail_id
...	...	...
30	精算日時	payment_at

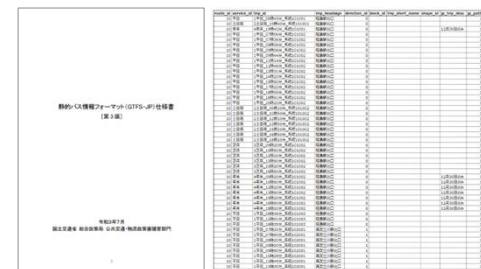
② 運行情報に関するデータ

GTFS/GTFS-JP

- GTFS (General Transit Feed Specification) は、公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用される共通形式を定義したもの。
- GTFS-JPは、GTFSに基づき日本独自の拡張を行ったもので、国土交通省により仕様が作成されている。

参考GTFS-JP仕様書：

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001419163.pdf>



③ 事業情報に関するデータ

輸送実績報告書

- 運送事業者が1年間の走行距離や運んだ荷物量、売上などを国に報告する法定書類。車両データ、走行距離、輸送量、営業収入等の情報が記載されている
- 対象事業者は旅客自動車運送事業(バス・タクシー等)



地域公共交通の活性化及び再生に関する法律と本ガイドラインの関連について

- 地域交通政策の推進に当たっては、交通事業者の協議会への参画を得ることが重要です。また、必要な情報の提供を受けながら、関係者間で協議を行い、地域公共交通計画の作成および実施を進めることが望めます。そのために地方公共団体が行う協力要請には様々なものがありますが、地方公共団体が、交通事業者からバス等の乗降実績データなどの提供を受けて、施策の検討・立案・評価に活用することなどが一般的に行われています。
- 一方で、協力要請をした場合であっても、交通事業者からデータ提供等の協力が得られず、実効的かつ円滑な計画の作成や実施が進まないケースがあります。
- これを受け、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（地域交通法）の一部を改正する法律（2026年6月10日公布）における第28条では、特に交通事業者の協力が必要となる場合として、地方公共団体が主導して事業実施計画の作成を行う場合に限定した上で、**事業実施計画の作成のために必要な資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができ、交通事業者は「正当な理由」がある場合を除き、その協力要請に応じなければならないことが規定**されました。なお、「正当な理由」については、例えば以下のような場合が想定されます。（※詳細はガイドライン本編参照）
 - ◆ データ提供が交通事業者等の経営や営業に不利益を与える場合
 - ◆ データ提供に係る作業負担が通常の業務運営に著しく影響を及ぼす場合
 - ◆ 地方公共団体側の情報取扱いのための安全管理体制が不十分な場合
 - ◆ 交通事業者がデータを保有していない場合

【参考】地域公共交通の活性化及び再生に関する法律より抜粋

第二十八条

地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画、海上運送利便確保実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画又は地域公共交通利便増進実施計画を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

- 本ガイドラインでは地方公共団体からの協力要請に対する交通事業者等の“応諾義務”の対象となる自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画等の特定事業実施計画の作成に加えて、「地域公共交通計画」（同法第5条）の作成における地方公共団体へのデータ提供についても対象としています。